

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	新宿駅周辺地域におけるハロウィン安全対策に係る定点カメラの設置について
----	-------------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（防犯カメラ）

（担当部課：危機管理担当部危機管理課）

事業の概要

事業名	新宿駅周辺地域におけるハロウィン安全対策業務委託
担当課	危機管理課
目 的	ハロウィン安全対策業務において、新宿駅周辺地域に定点カメラを設置することにより、来街者の過度な集中をリアルタイムで把握することで、雑踏事故を防止することを目的とする。
対象者	新宿3丁目及び歌舞伎町1丁目のそれぞれ一部を通行する来街者
事業内容	令和6年6月21日に制定された、「新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、新宿駅周辺地域での雑踏事故等を防止するため、同地域に防犯カメラの設置を行い、来街者の過度な集中をリアルタイムで把握することで、ハロウィン来街者の安全確保や犯罪の予防を図る。 防犯カメラは、4か所（シネシティ広場、セントラルロード、歌舞伎町一番街、靖国通り）に設置する。 なお、本件は、区の施設における防犯カメラの設置及びその運用ではないため、「新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」に基づかない案件であるが、個人情報を取扱う業務として、要綱を準用した特例的な案件として本管理運営会議に付議する。 設置予定日：令和6年10月下旬頃 運用予定日：令和6年10月31日正午頃から11月1日午前5時頃まで 撤去予定日：令和6年11月4日 ※防犯カメラの設置位置については、資料33-1のとおり

定点カメラ設置予定場所

